# １１．情報開示規則

（目的〉

第１条　この規則は麻生商店街振興組合(以下、組合という）が法令および定款に基づき情報開示をおこなうにあたり、その基準や範囲及び手続きについて定めるものである。

(情報開示の基本的考え方)

第2条　組合は、組合員あるいは組合の債権者に対し、商店街振興組合法、商店街振興組合法施行規則及び定款などで定められた開示情報について、適時・正確な情報を開示しなくてはならない。

　2　　組合は第1項に定めた情報に加え、組合への理解を増進し、社会的責任を推進する立場から、組合員および利害関係者に対して、積極的に情報開示に努めるものとする。この場合に情報開示の対象、方法などは別途定める細則に基づくものとする。

(情報開示を請求できるもの)

第3条　組合員は、組合に対してこの規則に定められた方法で前条の情報の開示を請求することができるものとする。

　 2 　 組合の債権者は、商店街振興組合法の定める範囲で、組合に情報の開示を請求できるものとする。

(開示する情報の範囲)

第4条　開示請求の対象となる情報は、次のいずれかに該当するものをいう。

 （１）商店街振興組合法その他法令及び定款で開示することが定められた情報。

（２）上記以外の情報で、この組合が業務上作成し、または取得した書類、資料または電磁的もしくは類似の方法により媒体に記録されたものであって、組合が組織的に用いるものとして、組合が保有するもの。

　２　　開示する情報は開示目的に照らして合理的な必要性があると認められる範囲のものに限る。

(情報の非開示基準)

第5条　組合による情報開示は、個人のプライバシーを侵害する行為や違法行為であってはならない。また、取引上の信義誠実の原則に反したり、事業の円滑な遂行に障害をもたらしたり、あるいは組合員全体の利益を損なうものであってはならない。

　２　　組合は、前項を踏まえ、次の情報についての開示は行わないものとする。

（１）法令により非公開が義務付けられている事項

（２）契約により非公開が義務付けられている事項

（３）犯罪の予防上必要な事項

（４）個人のプライバシーに関する事項

（５）取引上守秘すべき事項

（６）合議による意思形成過程にあり、開示することにより運営等に支障をもたらす恐れのある事項

（７）係争中の事案にかかわることで、開示することにより、この組合に不利益となる恐れのある事項

（８）その他開示することで事業の円滑な遂行に明らかな障害をもたらす恐れのある事項、あるいは組合員全体の利益を損なう恐れのある事項

　３　　個人情報の保護に関する規則は別に定める。

(目的外使用の禁止)

第6条　組合員は、組合の事業と財務の状況に関する情報を組合の事業のために使用するものとし、組合の事業以外の目的のため使用してはならない。

　2　　 組合は、組合員からの情報開示請求が以下の事由に該当すると認められる相当な理由がある場合には情報を開示しない。

（１）当該情報の開示請求が、目的外使用の恐れがある場合

（２）請求された当該情報が、組合との紛争に利用されることが明らかな場合

(情報開示請求の手続き)

第7条　組合員および組合の債権者は、組合に対して情報の開示を求める場合、氏名・組合員の資格証明・住所・連絡先・開示を求める情報の内容・情報の使用目的・希望する開示の方法を明らかにして行うものとする。

　２　　組合は、開示請求があった場合、第4条及び第5条に該当する場合を除き開示するものとする。

　３　　組合は、開示請求があった日から14日以内に開示することを原則とする。ただし、やむを得ない事由によりこの期間内に開示できない場合は、さらに14日以内で開示を延期することができる。

　４　　組合は、法令に定めのある場合をのぞき、開示請求が決算期など業務活動に重大な影響を及ぼす恐れのある時期になされた場合は、開示の時期を変更することができる。

　５　　組合は、開示請求がなされた情報が前条に該当する場合、その全部または一部を開示しないことができる。ただし、この場合には請求者に対し非開示の理由を明らかにしなければならない。

　６　　開示請求手続き、開示方法、開示場所等に関しては、この規則に定めるもののほか、別途細則で定めるものとする。

(情報開示再請求の手続き)

第8条　前条第4項に基づき、情報の全部または一部が非開示とされた組合員は、理事会に対し、30名以上の組合員連名で、当該情報について開示を再請求することができる。

　２　　情報開示請求にあたっては、別途細則で定める情報開示再請求書を提出して行うものとする。

　３　　開示再請求された情報について理事会が開示を相当と決したときは、再請求者に対し前条第2項及び第5項を準用し開示を行うものとする。

　４　　開示再請求された情報について理事会が非開示と決したときは、再請求者に対し非開示の理由を明らかにするものとする。

(必要な細則などの制定)

第9条　この規則の実施に必要な細則等は、別途定めるものとする。

(規則の改廃)

第10条　この規則の改廃は理事会の議決によるものとする。

付則

(実施期日)

　この規則は、　　年　月　日から実施する。

情報開示請求手続細則(案)

(目的)

第1条　この細則は、法令、定款および情報開示規則に基づき、麻生商店街振興組合(以下、組合という)の組合員および組合の債権者が法定備置書類およびこの組合の事業及び財務等の状況に関する情報の閲覧もしくは謄写または全部もしくは一部の写しの提供を求める手続きを定める。

(用語の定義)

第2条　この細則で使用する言葉の定義は、以下のとおりとする。

 （１）債権者とは、組合の取引先をいう。

 （２）謄写とは、閲覧者自らが書き写すことをいう(自らコピーすることを含める)。

 （３）謄本とは、組合で資料全部をコピーして渡すことをいう。

 （４）抄本とは、組合で資料の一部をコピーして渡すことをいう。

(請求手続き)

第3条　第1条の定める情報の開示を求める者は、組合員もしくは債権者であることを証明する書類を提示のうえ、所定の「備置書類等の閲覧、謄写、謄本・抄本交付についての請求申込書」(以下「申込書」という)に氏名、住所、連絡先、開示を求める情報の内容及び使用目的等を記入して請求しなければならない。

(手数料)

第4条　第1条に定める情報の開示を求めるものが、謄写または全部もしくは一部の写しの提供を求めるときには、組合に対して定められた費用または実費を支払わなければならない。

(主たる事務所での手続き)

第5条　組合員および組合の債権者は、主たる事務所に備え置いている次の書類を、所定の手続きを経て営業時間内に閲覧又は謄写を請求することができる。ただし、組合は、情報開示請求規則の定めに従ってその請求の目的が適切でないと判断できる場合、請求を拒否することができる。

（１）定款および規約

（２）総会議事録

（３）総会事業報告書(事業報告、決算報告、剰余金処分案または損失処理案及びこれらの付属明細書)

（４）組合員名簿

（５）理事会議事録

　２　　組合の債権者は、法令の定めを満たす場合に限り、裁判所の許可を得て前項第5号の理事会議事録を閲覧又は謄写することができる。

　３　　組合員は、情報開示規則第４条第1項第2号に定める情報について、主たる事務所において、所定の手続きを経て営業時間内に閲覧を請求することができる。ただし、組合は、情報開示規則の定めに従ってその請求の目的が適切でないと判断できる場合、請求を拒否することができる。

　４　　理事または監事の退職慰労金に関する総会の議案が、一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを理事及び監事に一任するものであるときは、役員報酬・退職慰労金規定を閲覧することができる。

(再請求手続き)

第6条　組合員および組合の債権者が、情報開示規則第7条に基づいて再請求する場合は、所定の「情報開示再請求申込書」に当該組合員の氏名、住所、開示を求める情報の内容及び情報の使用目的を記入し、同意の組合員が連署で署名捺印して、情報開示の可否の通知を受領した日から60日以内に行わなければならない。

　２　　組合は、第1項に定める再請求があったときは、当該再請求があってから初めて開催される理事会において、当該再請求にかかわる情報の開示の可否について審議し、決定しなければならない。ただし、再請求を受理してから直近の理事会までの期間が十分とれない場合は、次の理事会において審議することができるものとする。

　３　　再請求に対する理事会の審査結果をもって、この組合の最終決定とする。

(改廃)

第７条　この細則の改廃は、理事会で決定する。

(付則)

第８条　この細則は、令和　　年　月　日より施行する。

備置書類等の閲覧、謄写、謄本・抄本交付についての請求申込書

令和　　　年　　月　　日

麻生商店街振興組合　御中

(お願い)本人確認書類の提示をお願いします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| お申込者 | （ふりがな） |  | 申込資格 | 1、組合員ご本人2．債権者ご本人3，代理人 |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒 |
|  |
| 連絡先 |  |
| 資格明細 | 1， |
| 2，代理人であることを証する書類 |
| 開示を求める書類・情報の内容 |  |
| 請求の目的 |  |
| 開示方法 | ・閲覧希望日時　　　　年　　月　　日午前・午後　　時　　分～　　時　　分まで・謄写（閲覧者自ら書き写す）希望・謄本（全部〉、抄本（一部）希望⇒有料になります。 | 【組合記入】謄本・抄本料金　　　　　　　　円送料　　　　　　　　円合計　　　　　　　　円 |
| 添付書類 |  |

…ご注意…

①閲覧謄写は指定された場所において行い、指定場所以外には書類を持ち出さないでください。

②閲覧・謄写は当組合の営業時間内に終了してください。

③審査に時間を要する場合があります。その場合、結果については後日ご連絡いたします。

　手続事項

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付 | 受付No，　　　　　　年　　　月　　　日 | 事業所 |  | 受付者 |  |
| 承認処理 | 承認　／ | 承認　／ | 担当　／ | （備考） |
|  |  |  |

情報開示再請求申込書

令和　　　年　　月　　日

麻生商店街振興組合　御中

(お願い)本人確認書類の提出をお願いします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| お申込者 | （ふりがな） |  | 申込資格 | 1、組合員ご本人2．債権者ご本人3，代理人 |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒 |
|  |
| 連絡先 |  |
| 資格明細 | 1， |
| 2，代理人であることを証する書類 |
| 開示を求める書類・情報の内容 |  |
| 請求の目的 |  |
| 開示方法 | ・閲覧希望日時　　　　年　　月　　日午前・午後　　時　　分～　　時　　分まで・謄写（閲覧者自ら書き写す）希望・謄本（全部〉、抄本（一部）希望⇒有料になります。 | 【組合記入】謄本・抄本料金　　　　　　　　円送料　　　　　　　　円合計　　　　　　　　円 |
| 添付書類 |  |

…ご注意…

①閲覧謄写は指定された場所において行い、指定場所以外には書類を持ち出さないでください。

②閲覧・謄写は当組合の営業時間内に終了してください。

③審査に時間を要する場合があります。その場合、結果については後日ご連絡いたします。

　手続事項

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付 | 受付No，　　　　　　年　　　月　　　日 | 事業所 |  | 受付者 |  |
| 承認処理 | 承認　／ | 承認　／ | 担当　／ | （備考） |
|  |  |  |